九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

中国における日米爭覇戦 : 第一次世界大戦からワシントン会議まで

具島, 兼三郎
九州大学法学部 : 教授

https://doi.org/10.15017/1300

出版情報：法政研究. 22 (1), pp.1-22, 1954-10-10. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

中国における日米争覇戦

――第一次世界大戦からワシントン会議まで――

具島兼三郎

目次

一、日本にリードされたアメリカ。
二、アメリカの反撃

一　日本にリードされたアメリカ

第一次世界大戦によつてアメリカの経済力は名実ともに世界一となつたが、大戦の直後アメリカが極東で占めていた国際的地位は決してこの経済力にふさわしいものではなかつた。そのころ極東では列国争覇の舞台は中国に移つていたが、もともとおくれて中国にやつてきたアメリカは戦前から列国に比してあまり恵まれた立場にはなかつた。たとえば中国の外国投資（一九一四年）についてみると、アメリカは英、露、独、日、仏についで第六位、(一)外国投資よりいくらかマシといわれた外国貿易（一九一三年）についてみても、香港、日本、英国についで第四位にすぎなかつた。(二)しかし、第一次世界大戦がやつてくると、このような事態には大きな変動がおこつた。戦争の勃発とともに列国

の眼はヨーロッパに注がれ、中国進出の熱意は一時的に冷却した。中国に対するヨーロッパ資本の流入は停止され、ヨーロッパ商品の輸入は激減した。それとともにアメリカと日本の前には自由な活動の天地が開かれた。しかし、アメリカの前には同時に戦争需要に関連して広汎なヨーロッパ市場が開かれた。アメリカ商品は大量にヨーロッパに流れこみ、アメリカ資本は国内の熱狂的な工業拡張やヨーロッパの軍事借款に広汎な投資の道をみいだした。これにくらべれば中国との貿易はたしかに以前より拡張されたとはいえ、アメリカ資本にとつて第一義的重要性をもつものではなかつた。こんなわけで中国は自然日本の独り舞台となつた。日本はこの好機を最大限に利用して中国におけるその勢力の拡大を図つた。日英同盟条約を楯にイギリスのとめるのも聴かずに参戦した日本は、膠州湾をはじめ山東におけるドイツの権益地帯を占領すると、一九一五年一月には、中国の袁世凱政府に対し、かの悪名高い廿一ケ条の要求をつきつけ、公然と中国の植民地化に乗りだした。廿一ケ条の内容というのは五つの部分に分れ、その主な点は次のごとくであつた——

第一号は山東省に関する要求であつて、同省におけるドイツの権益をすべて日本に譲渡し、同省内およびその沿岸島嶼を他国に割譲ないし貸与することを禁止しようとするものであつた。

第二号は南満洲および東部内蒙古に関する要求であつて、大連、旅順、南満、安奉両鉄道の租借期限を九十九年間延長すること、日本人に対し各種商工業上の建物の建設、耕作のために必要な土地の賃借権、または所有権をみとめること、この地域における鉄道敷設権の第三国民への供与、同一目的のための外国借款の享受、地方税を担保とする借款の享受などに関してはあらかじめ日本の同意をもとめること、この地域における政治、財政あるいは軍事顧問の招聘はあらかじめ日本と商議することなどをその内容とするものであつた。

第三号は漢冶萍公司に関する要求であつて、揚子江沿岸の石炭＝冶金コンビナートを日本のヘゲモニーの下にある

「日華合弁会社」に改組しようというのがその狙いであつた。

第四号は一般沿岸島嶼の不割譲に関する要求であつて、中国沿岸のいかなる港湾、島嶼も第三国に割譲ないし貸与しない旨を中国に約束させようとするものであつた。

第五号は一般政治的諸条件に関する要求であつて、中国政府による日本人の政治、財政、軍事顧問の招聘、所要地域における警察の中日共同管理、日本人警察官の採用、日本からの兵器購入、中日共同管理による造兵廠の建設、福建省における鉱山採掘、鉄道建設、港湾作業の日本による援助などをその内容とするものであつた。

これはまことに露骨な中国植民地化の要求であつたが、当時中国では袁世凱が反動勢力を足場に皇帝になろうとして策動しているときであつたので、日本はこの間の事情を巧みに利用し、袁世凱が日本の要求する廿一ケ条を呑むならば日本は彼が皇帝となることを援助すると通告した。袁世凱はけつきよく日本の圧力に屈して第五号の大部分を除く、その他の条項をことごとく承認した。そのために中国に対する日本の声威はとみに増大し、戦争が終つたころには日本は中国外国貿易の首位を占めるに至つた。次の表はこれを示している。

中国外国貿易における列国の比重（%）(三)

国別	一九一三年	一九一八年
英国	一一・四	七・二
植民地を含めて	二五・二	一七・一
日本	一九・七	三七・八
植民地を含めて	二三・〇	四三・五
アメリカ	七・六	一二・八
植民地を含めて	一〇・五	一六・七

もちろんこの表をみれば明かなように、中国の外国貿易における比重は日本ばかりではなく、アメリカのそれも上

昇した。しかし、その上昇は到底日本のそれに比肩しうるものではなかつた。このことは極東におけるアメリカのもつとも怖るべき競争相手が日本であることをアメリカに教えた。戦前までアメリカにとつて打ち勝ちがたい競争相手であつたイギリスは戦争のために疲弊し、ロシヤは革命のために退き、ドイツは敗戦のために姿を消した。これに反して日本は参戦国であつたとはいえ、実質的には中立国にも等しい有利な立場を利用して、戦争の間に大儲けをした。日本は西欧諸国の販路を奪い、自国資本主義のための市場を拡大した。こゝにおいてアメリカにとつては日本の頭を抑え、その勢力の膨脹を食いとめることが、戦後極東政策の重要な課題となつた。

すでに戦争中からもアメリカの極東政策はこのような線に沿うてうごいていた。しかし、アメリカがその国力の大部分をヨーロッパ方面に使わなければならなかつた情勢のもとでは、その対日政策は充分な成果をおさめることができなかつた。たとえば日本の廿一ケ条の要求に対しても、アメリカはイギリスとともに日本に対し厳重な抗議を送つた。しかし、そのけつか得られたものは、前記の第五号の要求を日本にひつこめさせることができただけであつた。それもその全部ではなく、福建省に関する条項はとうとうさいごまでこれをひつこめさせることができなかつた。一九一五年五月七日、日本は袁世凱政府にさいご通牒をつきつけて、強引に自らの要求を承諾させてしまつたからである。このようなけつかに対してはもとより、アメリカは不満の意を表明した。しかし、当時アメリカが実力をもつて介入する用意のないことを知つていた日本は、これを黙殺した。その後の事態もアメリカにとつて芳しいものではなかつた。一九一七年二月になると、アメリカはドイツとの国交を断絶し、四月にはドイツと交戦状態に入つた。それとともにアメリカでは日本がこの間の情勢を利用して中国で火事泥式にその勢力を拡大するのではないかという憂慮がたかまつた。それが杞憂でないことを裏書する兆候はすでにあらわれていた。中国の参戦問題に関する日本の干渉がすなはちそれであつた。二月アメリカはドイツとの国交を断絶すると全時に、中立諸国によびかけて、それらの国

々が共同してドイツに対し宣戦布告を行うよう要請した。この要請は大いに中国政府をうごかしたが、日本が突然横合からとびだして「待つた」と中国政府の前に大手をひろげた。日本の言分によると、中国政府はまず日本と相談してから参戦問題を決定すべきだというのであつた。自分ではもうスツカリ中国の主人気どりになつていた日本は、一方では中国政府に「待つた」を喰わせながら、他方ではイギリス、フランス、イタリー、帝政ロシヤに対して秘密交渉を開始し、それらの国々が山東における日本のフリー・ハンドをみとめるならば、日本もまた中国の参戦を承認しようといゝだした。これはまことに太々しい言分であつたが、当時連合国側の労働力不足に関連して中国の参戦を強く望んでいた四国は、いずれも日本側に屈して応諾の意思を表明した。これに気をよくした日本はこの機会にアメリカにも中国における日本の特殊的立場を承認させようという考えのもとに、全権大使石井菊次郎をワシントンに送つて、アメリカの国務長官ランシング（Robert Lansing）と交渉させることにした。これはアメリカの立場からいつても都合のわるいことではなかつた。日本がアメリカの参戦を利用して中国におけるアメリカの立場に不当な圧迫を加えはしないかということを心配していたアメリカ政府は、これによつて日本との関係を調整すべき機会をあたえられたからである。交渉に当つては日本は中国における日本の「卓越的利益」(四)（paramount interest）を主張し、アメリカは「門戸開放」をもつてこれに対抗した。そのけつか、一つの妥協が成立した。アメリカは中国における日本の「卓越的利益」のかわりに、「特殊利益」（special interest）を承認し、日本は「門戸開放」を承認した。一九一七年十一月二日の日米宣言は、このような趣旨をもりこんだ宣言であつたが、その用語法のあいまいさのために、中国に対する日本勢力の過度の伸張を阻止し、日本と対等の立場を獲得しようとするアメリカの目的は、かならずしも達成されなかつた。アメリカ側では中国における日本の「特殊利益」というのは、「領土相接近する国家の間に生ずる特殊の関係」すなはち「地理的利益」(五)と考えていたのに対して、日本側ではそれを「政治的利益」と考え、これによ

つてアメリカもまた日本の中国における政治的優越を承認したものと考えたからである。

日本との直接交渉によつて充分にその目的を達成することのできなかつたアメリカは、こんどは中国における自分らの手先を利用して、間接に日本を牽制しようと試みた。そのころ中国では北洋軍閥のなかに分裂がおこり、直隷派と安福派という二つの分派が対立していた。大総統は安福派を背景にした黎元洪であつたが、彼がやめたあと総統代理に就任したのは直隷派の馮国璋であつた。これに対して国務総理の地位は安福派（又は皖派ともいう）の段祺瑞によつてしめられていた。段祺瑞は日本と密接な関係をもち、日本の手先となつてうごいていたので、アメリカはこれを牽制するためイギリスとともに馮国璋を援助した。しかし、当時日本と緊密にむすびついていた段祺瑞の勢力を弱めることはできなかつた。段祺瑞は国内各地の参戦反対運動を無視して、対独宣戦をおこなうとともに、戦争に名をかりて、ぞくぞくと日本から借款し、それによつて自分自身の地歩を固めた。その金額はわずか一年ばかりの間に総計四億八千万元に達したが、それらはすべて西原亀三という一日本人を仲介としておこなわれたので、その名を冠して「西原借款」とよばれた。しかし、このような借款はかならず担保を伴うものであつて、日本がこれによつて中国の塩税収入や鉄道収入、鉄道財産、無線電信収入、企業経営権、顧問や技師の派遣の権利、各種資材の供給権などを得たことはいうまでもないことであつた。一九一八年二月になると、日本はロシヤ革命への干渉を口実に中国政府に中日軍事協定を提議し、中日共同防衛に名を借りて、中国を日本の「軍事活動区域」にしようとした。そのねらいはいうまでもなく、中国をロシヤの革命的人民との戦いにひきずりこむとともに、段政府を使つて中国内の反日勢力を掃蕩しようとする点にあつた。五月、中日軍事協定は陸海軍別々の共同防衛協定として締結されたが、それによると、日本は北満や外蒙に出兵することができるようになつていたばかりでなく、これら地域の中国官吏は極力日本に協力しなければならないことになつていた。そのためにこれらの地域は事実上日本に占領されたも同然の状態となつ

た。またザ・バイカルやアムールに出動した中国の軍隊は日本軍司令官の指揮下におかれることになつていたので、中国の軍事的主権が日本の支配下におかれたような格好になつた。日本がこれらの協定によつて何を意図していたかは、たちまちアメリカの看破するところとなつた。それとともにアメリカは直ちに行動に移つた。さいしよ日本のシベリヤ出兵に反対していたアメリカは、日本がアメリカの反対を無視して出兵すると、自分もまた大急ぎで出兵し、ロシヤ革命の妨害にのりだすとともに、極東露領や中国における日本の軍事行動を監視し、直隷派軍閥に援助をあたえて中国内の反日勢力を強化した。

中国における日本の覇権の確立を妨害しようとする試みは、その後も執拗につゞけられた。一九一八年十一月第一次世界大戦がおわり、翌一九年一月からパリーで媾和会議がひらかれると、こゝでもまたアメリカは中国における日本の勢力を弱めるために、あらゆる機会を利用した。媾和会議では中日両国の主張が真向から対立した。中国代表は国内の世論に押されて、戦争中日本が中国に押しつけた廿一ケ条の取消や山東におけるドイツ権益の回収を要求したのに対し、日本は頭からこれに反対した。この間アメリカは「民族自決」の原則をかゝげて、さかんに中国側を支持した。しかし、そのけつかはどうであつたかというと、アメリカ側の試みはことごとく失敗に終つた。理由は次の三点にあつた——

一　日本側がすでにこのことあるを予期して早くから手をうつていたこと

日本は戦争中列国の力がヨーロッパに釘附けになつていたのを利用して、中国で思いきり自由にふるまつたが、戦争がすむとやがてその揺りかえしがくることを知つていたので、一九一七年の二月から三月にかけて、中国の参戦問題を巧みに利用し、イギリス、フランス、イタリー、帝政ロシヤとの間に秘密協定をむすび、日本側の媾和条件に関するこれらの国々の同意をとりつけていた。このうち帝政ロシヤは革命がおこつたので媾和会議に出ることができな

かつたが、その他の国々は媾和会議に出てきても日本との密約があつたのでそれにしばられて、日本側の主張に反対することができなかつた。これが日本側の立場を有利にした。

二、アメリカが本気で「民族自決」を支持する意思がなかつたこと

アメリカはウイルソン大統領を先頭に押し立てて、あたかも「民族自決」を支持し、弱少民族を援助するかのごときゼスチヤーを示したが、そのねらいはたくさんの植民地や半植民地をもつ他の資本主義列強の支配力を弱めて、自国の帝国主義的進出を容易ならしめようとする点にあつたから、媾和会議においてもそういう立場から中国代表団を支持したにとゞまつた。しかし、問題が具体的になると、アメリカの「民族自決」がどんなものであるかは間もなく明かになつた。アメリカが真に「民族自決」のために斗う意思があるのであつたならば、山東のドイツ権益の問題についても中国への返還のために徹底的に斗うべきであつたが、アメリカはそれをしなかつたばかりか、山東を五大国の国際管理に移すことを提議した。(六) 国際管理によつてアメリカも山東の帝国主義的支配に一枚加わろうというのが、その狙いであつた。もとよりこれは日本の猛烈な反対に遭遇した。日本はアメリカの策動を牽制するために当時ウイルソンが躍気になつてその創設のために努力していた国際連盟に「人種平等の原則」をとりいれるべきことを主張した。これはアメリカにとつてまことに痛い点であつた。民主々義を標榜しながらもこの国では人種の差別が公然とおこなわれ、有色人種の排斥や有色移民の制限、禁止が平気でおこなわれていたからである。「人種平等の原則」をとりいれることは、アメリカの国内政局がこれを許しそうもなかつた。こゝにおいてウイルソンは日本に「人種平等案」をひつこめさせる代償として、日本による山東のドイツ権益の継承をみとめた。中国の犠牲において問題を解決したわけである。

三　日本が媾和会議の脱退をもつて脅したこと

媾和会議に集つた資本主義列強の一つの狙いは、この機会を利用してドイツやソヴェート・ロシヤに対する世界的な包囲体制をつくりあげることであつた。そのためには日本は東洋における反ソ勢力の中核として欠ぐことのできない存在であつた。このことを自らも意識していた日本は、もしも山東問題に関する日本の要求がいれられない場合には、媾和会議の脱退も辞せないと脅喝した。このことはイタリー代表がフユーメ問題に関連して媾和会議を退出した直後であつただけに資本主義列強を狼狽させた。日本がもしも、ソヴェート・ロシヤと妥協するようなことがあつたならば、対ソ包囲陣は東方において大穴があくからであつた。こゝにおいて彼らはいつもの手で、弱いものを犠牲にすることによつて問題を解決する道を選んだ。

パリー媾和会議において日本を牽制しようとしたアメリカの試みは完全に失敗に終つた。しかし、中国の世論は中国の要求をふみにじつたパリー媾和会議に対して憤激していたので、アメリカの国務長官ランシングは中国の媾和会議代表陸徴祥をして媾和条約の調印を拒否させ、アメリカがあとで手を打ちやすいようにその下地をつくつた。アメリカの国内では政府の外交失敗を攻撃する声が強く、猛烈な反日宣伝がおこなわれ、日頃は穏健なニューヨーク・タイムスやモントゴメリー・アドヴァータイザーのような新聞までが、日本との間に戦争の危険性のあることを指摘した。(七) 一九一九年八月ウイルソン大統領はこのような雰囲気のなかで日本がさきに中国に押しつけた廿一ケ条を否認する声明をおこない、アメリカの上院もまた山東問題を理由に媾和条約の批准を拒否し、こんごアメリカは中日両国の紛争に対し、完全に行動の自由を有する旨を決議した。これはやがて開始さるべきアメリカの日本に対する反撃の前触れであつた。

(一) Remer, C. F., Foreign Investment in China, 1933, p. 76

(二) Shii-Lun Pan : The Trade of the United States with China, 1924, p. 46

(三) Shü-Lun Pan ; op cit. p. 85, 88-89
(四) 石井菊次郎著、外交余録、一九三五年、一四五頁
(五) Young, Japans Special Position in Manchuria, 1931, p. 206
(六) Lansing, R., The Peace Negotiations, a Personal Narrative, 1921, p. 254
(七) Tupper and Mc Reynold, Japan in American Public Opinion, 1937, p. 155

二 アメリカの反撃

戦争中はアメリカの国力の大半がヨーロッパの方にふり向けられていたので、中国ではとかくアメリカは日本に押され気味であつた。このような状態はパリーの媾和会議の時期までもちこされた。この会議は戦争時代の延長みたいなもので、日本は戦争中連合諸国からとりつけた密約を楯にとつて、アメリカの主張を牽制することができた。しかし、戦争中その実力を強化したアメリカがいつまでもこのような状態に甘んじている筈がなかつた。戦争がすんでみると、荒廃したヨーロッパは膨脹したアメリカ生産力の市場としては狭すぎた。殊に復員されたヨーロッパ工業がアメリカの競争者として立ちあらわれるようになつてからはいよいよその感が深くなつた。こんなわけで豊かな将来性をもつ中国市場への進出はアメリカにとつて焦眉の急となつた。それだけに戦争中日本が中国で築きあげた独占的地位はアメリカにとつて我慢のならぬものとなつた。こゝにおいてアメリカはひじような意気込みと決意とをもつて日本に対する反撃を開始した。

一 国際借款団の結成

さいしよの成功的反撃はすでに媾和会議のさいちゆうからすゝめられた。戦争中アメリカはヨーロッパの同盟国に対する融資に沒頭していたために、中国に対する融資についてはほとんどこれを顧みる暇がなかつた。そのために中

国に対する融資はもつぱら日本によつておこなわれ、日本は自分の手先である軍閥に借款をあたえることによつて中国における独占的地位を築いていた。一九一九年五月三十一日、アメリカが中国に対する融資のために新借款団を結成すべき旨を日、英、仏三国に提案したのも、そのねらいはこの借款団によつて日本の独占的地位を切崩そうとする点にあつた。これは石井・ランシング協定によつてみとめられた中国における日本の「特殊利益」を、日本側の解釈のごとく「政治的利益」と解すれば、明かに協定違反であつた。しかし、アメリカ側は当初からそれを「政治的利益」と解釈したことはなかつた。アメリカ側の解釈によれば、それはたゞ「地理的利益」にすぎなかつたから、新借款団が中国における日本の独占的地位を排除するおそれがあるとしても、それは少しも協定違反にはならなかつた。解釈の相異はけつきよく力の関係によつて決する以外になかつた。戦争中は少くとも中国では日本がアメリカよりも優勢な立場にあつたので、アメリカが賛成すると否とにかゝわらず、日本は自分の解釈を押しとおすことができた。しかし、戦争がすんで力の関係が逆転してみると、日本はもはや戦争中のように自由に振舞うことができなくなつた。殊に英仏がアメリカと共同戦線を張つてからというものは、日本の立場はいよいよ悪化した。当時は戦争直後のことではあり、英仏には遊休資本もあまりなかつたので、借款団ができても、その実権がアメリカに帰することは明かであつたが、それにもかゝわらず中国における日本の独占的地位を排除したいという点では、英仏の考えもまたアメリカのそれと同じであつた。加うるに財政的にもこれらの国々はアメリカに依存していた関係もあつて、両国ともアメリカの提案に同意した。米英仏三国の共同戦線ができあがつてしまつては、日本としてもどうにも手の下しようがなかつた。そこで日本はしぶしぶアメリカの申出を受諾するとともに、借款団の活動範囲のなかから南満洲および東蒙古を除外しようとして、最後のあがきをみせた。しかし、こゝでもまたアメリカの猛烈な反対をうけて、わずかに南満洲鉄道と日本資本によつて融資された若干の鉄道を借款団の活動範囲から除外しえたにすぎなかつた。石井・ランシ

ング協定は終戦による日米間の力関係の変動に応じて、こゝにその具体的内容をあたえられたのであつた。

二　ワシントン会議

国際借款団の創立はたしかにアメリカにとつて成功であつた。しかし、それだけでは日本の頭を抑えるのに不充分であつた。日清戦争以来日本の大陸政策のうしろ楯となり、中国における日本の「特殊利益」をつくりだすのに大きな貢献をした日英同盟は依然として健在であつたし、加うるにこれら両国とアメリカとの間には猛烈な建艦競争がおこなわれていたからである。アメリカとしては日英同盟にかわるアメリカ的秩序を太平洋に設定し、それを裏づける国際間の軍事的均衡をつくりだすまでは、安心できなかつた。そこで国際会議をひらいてこれらの問題を解決せよという声がアメリカの国内に昂つてきた。一九二〇年十二月上院議員ボラー（William E. Borath）が日英米三国軍縮会議案を提唱したのも、このような雰囲気のなかにおいてであつた。

同じころイギリスでも日英同盟を存続さすべきかどうかについて、しきりに議論が斗わされていた。そしてそのような議論は一九二〇年六月ロンドンにおいてひらかれた大英帝国会議において最高潮に達した。日英同盟はイギリスにとつて帝政ロシヤやドイツの極東進出を阻止するために重要な意味をもつていたが、ロシヤやドイツの脅威が去り、日本がたゞ満洲や東蒙古だけでなく、中国本土にまで侵略の歩武をすゝめるようになると、イギリスにとつて妙なものになつてしまつた。日本の行動がイギリス資本にとつて利害関係の薄い満洲や東蒙古に限られていた間は、イギリスとしてもそれを暗黙のうちに支持することができたが、それがイギリス資本にとつて密接な利害関係のある中国本土にまで伸ばされてきたのでは、これを支持することができなかつた。加うるに日米関係が日毎に悪化してゆく情勢のもとでは、イギリスが日本と同盟関係にあることによつてイギリスがもつとも強く望んでいたアメリカとの友好関係が損われるおそれがあつた。イギリスとしてはすでにこのことを早くから憂慮していたので、第三次日英同盟の締

結に際しては、日米戦争の場合に日本を援助する義務を負わないことにしたのであつた。(一) しかし、日本との同盟関係がある以上、何かにつけてアメリカから白眼視されるのは避けがたいことであつた。かくて大英帝国の内部では日英同盟反対の声が高くなつてきた。反対の急先鋒は英米関係の悪化によつてたゞちに大きな打撃を蒙るカナダであつた。カナダの首相メイガン（Arthur Meighan）が大英帝国会議において日英同盟の存続に猛烈に反対したのはそのためであつた。これに対して日英同盟の廃棄によつて日本の侵略をうけるおそれのある濠洲やニュージーランドは、むしろ同盟の存続を望んだ。濠洲の首相ヒューズ（W. M. Hughes）が日英同盟の廃棄に反対し、ニュージーランドの首相マッセイ（W. F. Massey）がこれを支持したのは、そのためであつた。六月廿九日から七月一日にかけて両者の間には激論が斗わされたが、そのけつかはメイガンの主張が大英帝国会議の大勢を支配した。日英同盟の存続論に傾いていたイギリスの首相ロイド・ジョージ（Lloyd George）や外相カーゾン卿（Lord Curzon）もまた同盟の存続によつておこる悪結果をおそれはじめた。日本の侵略が急をつげる情勢のもとで同盟を存続させることは、イギリスの立場を不利にみちびくおそれがあつた。イギリスが日本の侵略に対して好意的中立を保とうとしているという印象を世界にあたえれば、イギリスが戦後の外交上の武器としてその活用を期待していた国際連盟は、イギリスにとつてその運営が困難となることは明かであつたし、そのうえアメリカや中国の不信を招くこともまた必至であつた。こゝにおいてイギリス政府も日英同盟をこれまでのような形で存続させることの困難をみとめ、これが再検討のために太平洋関係諸国の国際会議を希望するようになつた。(二)

こうした米、英両国の希望が合致して召集されるようになつたのが、ワシントン会議であつた。したがつてこの会議が日本にとつて相当風当りのつよいものになるであろうということは、はじめからわかつていた。そこで日本はこの会議の議題から「ある特定国家だけの関心事である問題、もしくは、既成事実と看做されうるような問題」(三)の除外

を要求し、それによつて自分に対する風当りをやわらげようと努力した。しかし、この要求を容れたのではせつかくのワシントン会議も骨抜きになるおそれがあつたので、アメリカ側は頑としてこれに応じなかつた。これは日本にとつて不愉快な事実であつたが、それかといつてそれに憤慨して会議をボイコットすれば、欠席裁判でどんなことをやられるかわからなかつた。そこで日本もしぶしぶ出席することに同意した。

会議は予定どおり一九二一年十一月、アメリカ、イギリス、カナダ、濠洲、ニュージーランド、南ア連邦、インド、日本、フランス、イタリー、オランダ、ポルトガル、ベルギー、中国の参加のもとに、ワシントンでひらかれた。しかし、会議の花形はなんといつてもやはり米英日三国であつた。こんどはパリー媾和会議のときとちがつてアメリカはひじように有利な立場にあつた。イギリスの気心は大英帝国会議のうごきですでにわかつていたし、中国代表団は完全にアメリカの掌握するところとなつていた。アメリカは中国代表団に前国務長官ランシング（Robert Lansing）や前北京政府顧問ウイロビー（W. W. Willoughby）を顧問として送りこみ、これを自由に操縦しうる立場にあつたからである。アメリカの国務長官ヒューズ（Charles E Hughes）でも中国の「最高代表」であるかのごとく振舞つていた。これに反して日本にはこれという協力者もなかつた。そのために会議はアメリカ側の外交攻勢と日本側の相つぐ敗退とをもつて特徴ずけられた。次の諸事実はこれを示している。

(イ)　日英同盟の廃棄

日英同盟に関する大英帝国会議の空気はそれを廃棄することに傾いていたとはいえ、ロイド・ジョージを首班とするイギリス政府やイギリス議会の多数は、アメリカの容認しうる条件のもとでこの同盟を維持しようとする意見に傾いていた。ワシントン会議においてイギリスの全権バルフオア（Arthur James Balfour）が日英同盟に対しアメリカの参加をもとめたことは、これを示していた。この主張は日本代表団からも支持されたが、アメリカはこれに応じ

なかつた。アメリカにとつて肝要なことは日英両国を握手させないことであつて、アメリカが同盟の外にあるか、内にあるかということではなかつた。同盟の内にあつても日英両国が共同してアメリカに対抗すれば、やはり困るのであつた。しかも、日英両国間に対米共同戦線のできる可能性は絶無ではなかつた。日本との対立はますます激化する看透しがあつたし、イギリスとの関係にしても、この国がやがて戦争の疲弊から建直つてくれば、アメリカにとつてのもつとも怖るべき競争相手になることは明かであつた。したがつて日英両国に対米共同戦線の手がかりをあたえるようなものは、この際とり除いておいた方がアメリカにとつて好都合であつた。そこでアメリカの国務長官ヒューズは、日英同盟に代るものとして、アメリカ、イギリス、フランス、日本の四国条約を提唱した。この条約案は太平洋における島嶼たる属地および領土に関する締約各国の権利の尊重と、外交手段によつて解決困難な紛争の協議による調整、締約国以外の国の侵略行為に対する措置についての交渉などを内容とするものであつたが、現実に侵略行為がおこなわれた場合、それを阻止する方法についてはたゞ「協議」するというだけで、具体的な規定を欠いでいた。したがつて、この条約の実際的な意味は日英同盟を葬るための葬送曲以上のものではなかつた。たゞこの条約案で現実的な意義をもつた条項は、この条約批准後日英同盟はその効力を失うことを規定した第四条だけであつた。それにもかゝわらず、アメリカはとうとうこの条約案を成立させ、日本をその背後の勢力から切りはなすことに成功した。日英同盟の廃止とひきかえにアメリカも亦石井・ランシング協定を廃止したが、この協定はアメリカの自由を束縛するものとして、かねてからアメリカが廃止したいと考えていた協定であつたから、誠にいゝ時期をつかんだものということができた。

(ロ) 九カ国条約

ワシントン会議は日英同盟を廃止してそれにかわるアメリカ的秩序を太平洋に打ち立てることが目的であつたか

ら、門戸開放主義がこの会議の中心問題としてとりあげられるであろうということは当初から予想されていた。果せるかな、十一月二十一日それはルートの対華四原則という形で提案されたが、その要旨は次のごときものであつた。

一、中国の主権、独立ならびに領土的、行政的保全を尊重すること

二、中国に対し有力かつ安固な政府を樹立し、これを維持する機会を与えること

三、中国の全領土を通じ、各国民の商工業に対し機会均等主義を有効に樹立し、維持するため各国の勢力を行使すること

四、友好国の市民の権利を減殺するような特権を獲得するため中国の政情を利用しないこと、又友好国の安寧を害するような行為を支持しないこと

これらの四原則は十二月十日、ついに会議によつて採択されたが、アメリカはさらにこれを発展させ、中国における門戸開放もしくは機会均等主義をいっそう有効に実現し、他国民の合法的機会を排除する独占権ないし優先権獲得の努力を阻止するために、中国に条約参加国からなる諮議院（Board of Reference）を設け、この条約についておこるすべての問題を附託して調査させ、それを基礎にして中国における列国間の地位の不均等を是正しようと試みた。一九二二年一月十七日ヒューズによつて提案された「中国における門戸開放」に関する決議案がすなはちそれであつた。しかし、この決議案の趣旨をおしすゝめると、列国がこれまで中国とむすんだすべての条約を門戸開放、機会均等の立場から再検討しなければならなくなるので、中国に勢力範囲をもつ日本はもとより、イギリスも、フランスも猛烈にこれに反対した。そこでヒューズは諮議院に関する提案をひっこめ、中国に関するすべての条約を過去にさかのぼつて修正しようとする意図だけはこれを抛棄した。しかし、勢力範囲を否定する原理はあくまでも固執し、それを列国に承認させることに成功した。これらの事実が示しているごとく、会議で論議されたことは、日本が戦争

中中国でやつたことを否定するようなことばかりであつた。会議の空気が自分にとつてわるいことを察知した日本は、幣原全権を通じて日本が戦争中脅喝によつて中国から奪取した「二十一ケ条」の特権の一部を自ら抛棄する用意あることを声明した。南満洲や東蒙古の鉄道建設借款やこれら地域の租税担保借款について、さきに国際借款団にみとめさせた日本資本の排他的撰択権を国際借款団の前に開放したこと、これら地域の諸問題に関する日本人顧問の招聘を固守しない旨を約束したこと、二十一ケ条の調印に際し、その第五号の要求に対して日本がつけた「この項目は将来の交渉のために残しておく」という留保を自ら取消したことなどは、これを示していた。これによつてみると、戦争中日本が貪欲にのみこんだものの大半は、こゝで吐きださせられてしまつたということができる。この会議はいわばアメリカを委員長とする日本の査問委員会のごとき観を呈した。日本は戦争中の中国における行動をこういう形でさんざんとつちめられたのであつた。日本の立場がこの会議で悪化したのと反対に、アメリカの立場はいちじるしく改善された。昨日まで列国から軽くうけ流されていたアメリカの門戸開放主義は、いまやこの会議に参加した九ケ国によつて国際的義務として承認されたからである。これはアメリカ外交の大きな勝利であつた。

(ハ) 海軍々縮

しかし、どんな国際秩序もそれを裏づける力の均衡がつくりだされなければ、ながくそれを維持することのできないのが国際政治の常であつたから、アメリカとしても日英同盟の廃棄と九ケ国条約の締結によつてつくりだされた自己に有利な太平洋秩序の軍事的裏づけをおこないたいと考えていた。そこでアメリカは当時資本主義世界を襲うた戦後恐慌のために建艦競争の過重な負担を軽減したいと考えていた日英両国の希望を顧慮して、軍縮問題という形でこの問題を会議にもちだした。その狙いはもとより話し合いを通じて自己の軍事的優越をつくりだす点にあつた。アメリカの考えは米、英、日の主力艦の比率を五、五、三にすることによつて、当時建造中ないし就役中の三国の装甲艦

七十隻を廃棄しようとするものであつた。イギリスの同意のもとに提案されたこの計画は日本にとつて受けいれがたいものであつた。日本は米英に対する比率をせめてその七割にしようとして、猛烈にアメリカにくつてかゝつた。しかしアメリカはもし日本がこの比率をうけいれないならば、中国代表団に廿一ケ条問題を提案させ、「極東委員会」の会期を無期限に延長するといつて、日本をおどかした。廿一ケ条はなんといつても日本の弱味であつたから、そんなものをもちだされて気ながくいぢめられてはたまらなかつた。そこで日本はこの国際的拷問をうけるかわりに、太平洋海軍基地の現状維持を条件として、ついに五、五、三の比率をうけいれることに同意した。太平洋海軍基地の現状維持というのは、太平洋水域の特定区域において海軍基地の新設や拡張を禁ずることをいうのであつて、それによつて日本に対する英米の軍事的圧力の軽減を図ろうとするものであつた。これによると、アメリカはアリューシャン群島やフイリッピン群島、グアム島など、日本に近接した地域において海軍基地を建設したり、拡張したりする権利を失い、イギリスは香港における海軍基地の建設権を失うことになつていた。もとよりこれに対しては日本も小笠原諸島、奄美大島、琉球、台湾、千島列島などの現状維持を約束しなければならなかつた。この日本側の提案に対してはアメリカ海軍部内に猛烈な反対があつた。日米両国の葛藤の舞台が中国であつた当時の情勢の下においては、この提案が中国に地理的に近い日本を利することは明かであつた。日本は必要とあれば直ちに中国の周辺にその艦隊を集中することができるのに対して、中国から遠いパール・ハーバーとシンガポールから行動する米英は、たとえ中国になにか事がおこつたとしても、迅速に行動することなど思いもよらなかつたからである。したがつてどんなに政治協定で日本を抑えることに成功したとしても、この点で譲歩するならばせつかくの成功も台なしになるというのが海軍側の主張であり、それにはそれ相当の理由もあるのであつたが、政府は五・五・三の比率を救うためにこの主張を抑えて、日本案を呑んだ。日本の問題が片附けばもうあとは簡単であつた。この軍縮会議には米英日三国のほかにフランス、イ

タリーが加つていたが、両国は米英日の五・五・三に対し、いずれも一・七五で満足した。かくて五ケ国海軍条約は成立し、アメリカはいちわう太平洋新秩序の軍事的裏付けに成功したかのごとくみえた。

(二) 山東問題

日英同盟の廃棄と九ケ国条約や海軍々縮条約の成立によつて、アメリカがワシントン会議によつて達成しようとしていた目的は、ほゞ達成された。しかし、山東問題だけはこの会議の会期中に解決することができなかつたので、アメリカは中国が日本との間に別個に会議をひらくことを提案した。そして自分自身は「調停者」の資格で国務長官ヒューズやマツクマレー(J. V. A. Mac Murray)を次々に会議に参加させ、陰に陽に日本に圧迫を加えた。そのために、こゝでもまた日本は譲歩のやむなきに至り、パリー媾和会議では一旦その手に獲得した旧ドイツ権益を中国に還付することに同意した。一九二二年二月四日、中日両国間には山東問題に関する条約がむすばれたが、そのけつか、日本軍は山東の各鉄道沿線から撤退しなければならなくなり、それまで日本側の財産とされていた膠済線は中国側に買戻され、溜川、坊子、金嶺鎮などの各鉱山は中国政府の特許状によつて組織される合弁会社に改組された。また、膠州租借地は中国側に返還され、返還後は商港として対外的に開放され、済南、順徳線と高密、徐州線はアメリカが指導権を握つていた国際銀行団に譲渡されることになつた。これは必然的に山東に対するアメリカの足場を強化した。

このようにしてアメリカはワシントン会議の前後に、パリーの媾和会議で獲得しようとして獲得することのできなかつたもののほとんどすべてを獲得した。それとともに中国におけるアメリカの声威はとみに増大した。

三 中国の軍閥戦争

パリー媾和会議の失敗後、アメリカはフランスでの失敗を中国の現地でとりかえそうとして活潑なうごきを示した。

親日的な段祺瑞の安福派軍閥内閣を倒すために、曹錕や呉佩孚らの直隷派軍閥に対して積極的な援助をあたえはじめたことが、すなわちそれであつた。当時は直隷派は、河北、江蘇、河南、湖北、江西諸省に根を張り、安福派政府に対して一大敵国を構成していたが、アメリカの援助があたえられるにおよんでその勢力はますます増大した。それとともに政府との摩擦もひどくなり、一九二〇年には、ついに直皖戦争が勃発した。日本は段祺瑞を助け、アメリカは曹錕や呉佩孚を助けた。戦争は段祺瑞側の敗北におわり、安福派の要人はわれ先に日本公使館に逃げこんだ。これによつて中国におけるカイライ戦争はまずアメリカ側の勝利に帰した。たのみにしていた安福派がまつたく使いものにならないことを発見した日本は、こんどは別の馬にのりかえた。奉天軍閥の張作霖を利用する政策がすなわちそれであつた。これに対してアメリカ側は呉佩孚による中国全土の統一に望みをかけた。そのころワシントンではアメリカが中国代表団の背後にあつて日本との間に山東問題の交渉をおこなつていたが、日本は張作霖を使つて梁士詒を北京政府の国務総理に祭りこみ、梁士詒を背後から操縦してワシントンにおける中国代表団の行動を牽制しようと試みた。これに対しては呉佩孚がアメリカの意をうけて、猛然と反対し、奉天派と日本を攻撃した。そのけつか、一九二二年には奉直戦争がおこり、戦争はふたゝび直隷派の勝利に帰した。張作霖は満洲に逃亡し、梁士詒は逮捕された。黎元洪は依然として大総統の地位にとゞまつてはいたが、実力的背景を失つた彼はたゞ虚位を擁していたにすぎなかつた。そこでこんどはアメリカの指導のもとに黎元洪の追い出し工作がはじめられた。アメリカは直隷派に大量の武器弾薬をあたえてその軍事力を強化するとともに、直隷派の指導者たちと大総統のつとりの策謀をすゝめた。一九二三年六月、アメリカ公使が国務省に送つた報告は、このことを示していた。報告書のなかには次のごとく述べられていた。

「直隷派の計画によれば、まず第一に、新内閣を成立させ、顔惠慶を国務総理に、顧維鈞を外交部長に任ずる。

ついで、黎元洪を追放する。第三に、顔内閣が大総統の職務を代行する。第四に曹錕を大総統に選出する。[四]」

この計画がアメリカとの合作であつたことは、同年四月末アメリカ公使が保定に赴いて曹錕と会談したことや、アメリカの大統領ハーディング（W. G. Harding）が曹錕に対して「アメリカ銀行団は中国統一を援助する用意がある」と語つた事実が雄弁にこれを物語つていた。銀行団の援助が買収選挙とむすびついていたことは、いうまでもないことであつた。十月五日、御手盛り選挙がおこなわれて、曹錕は予定どおり大総統に当選した。これはアメリカにとつて大成功であつたが、それにもかゝわらずまだ安心はできなかつた。南方には孫文を中心とする革命勢力があり、北方には奉天派軍閥の勢力があつたからである。こゝにおいてアメリカの国務長官ヒューズは一九二四年イギリスと密約をむすび、これらの邪魔ものを駆逐する工作をすゝめた。この密約によれば、イギリスは匯豊銀行の買弁陳廉伯を使つて「商団軍」を編成させ、それによつて孫文を広東から駆逐する工作を担当し、アメリカは江蘇省直隷派の斎燮元を使つて浙江省の奉天派盧永祥を駆逐する工作を担当した。このようにしてアメリカは中国人民に不必要な戦争をおこさせ、それによつて一歩一歩その地歩を築いていつた。

直隷派の勢力増大が中国におけるアメリカの権益増大と表裏一体をなしていたことはいうまでもないことであつた。たとえば一九一八年安福派が政権を握つていたとき、北京政府は日本に対し、北通州に無線電信所を建設する権制をあたえたが、そのときの取りきめによると、無線電信所の管理権は日本がもつことになつていたばかりでなく、北京政府は三十年間無線電信所の建設を他国に許さないことになつていた。しかるに、直隷派が政権をにぎると、このとりきめは無視され、アメリカの美国連合電報公司は上海附近に合同無線通信所建設の許可を獲得したばかりでなく、漢口、広州、北京はもとより、遠くはハルピンにまでその支局を開設するに至つた。これに対してはもとより日本は三十年間の独占権を楯にとつて、北京政府に抗議したが、アメリカは「門戸開放」をもつてこれに対抗し、北京

政府もまたアメリカとぐるになつて婉曲に日本側の要求を拒絶した。

このようにして一時アメリカは太平洋においてわが世の春を唄うことができた。

（一）Mac Nair, Modern Far Eastern International Relations, 1950, p. 223

（二）Mac Nair, op cit. pp. 224-226

（三）Griswold, A. W., Far Eastern Policy of the United States, 1938, p. 302

（四）美国外交文件、一九二三年、巻一、五〇八頁